

(案)

長久手市平成こども塾付属設備等使用要領

(目的)

第1条 この要領は、長久手市平成こども塾付属設備等（以下「付属設備等」という。）の使用について、長久手市平成こども塾条例（平成18年長久手町条例第17号）第4条及び長久手市平成こども塾条例施行規則（平成22年長久手町教育委員会規則第2号）第4条から第6条までに定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第2条 使用時間は、午前9時から午後4時までとする。

(使用対象)

第3条 付属設備等の使用対象は、次に掲げる事項を全て満たす団体又は2人以上のグループとする。

- (1) 市内在住の者が半数以上であること。
- (2) 小学生又は中学生の子どもを主体とし、その保護者又は監督者がいること。

(使用人数)

第4条 使用人数は、2人以上40人程度までとする。

(使用手続の開始)

第5条 使用手続の開始は、使用希望日の2か月前からとする。

ただし、第3条の規定にかかわらず、使用希望日の1か月前になっても使用希望者がいない場合は、第3条に該当しない場合でも使用できることとする。

(薪の使用)

第6条 平成こども塾の薪を使用する場合は、一束単位で購入するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年1月4日から施行する。